



令和元年 (2019年) 5月22日(水)

No. 14933 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国知財の最新動向 第13回
中国への技術移転の法規制に関する最近の動き (1)

☆知的財産関連ニュース報道(韓国版)…… (11)
☆特許庁人事異動…………… (14)

中国知財の最新動向 第13回

中国への技術移転の法規制に関する最近の動き

～外商投資法の公布、技術輸出入管理条例と中外合弁 経営企業法実施条例の改正～

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I. はじめに

2018年3月以降、米中間の貿易摩擦及び報復の応酬が続いている。

2018年4月27日、米国政府は、知的財産権保護に関する「2018年版スペシャル301条報告書」(“2018

Special 301 Report”)²を公表した。この報告書の中では、中国は14年連続で「優先監視国」に指定され、中国が「強制的な技術移転措置」、「効果的な知的財産保護に対する妨害」、「企業秘密の窃盗」、「インターネット上での著作権侵害」、「模造品の製造」等を行っ



鈴榮特許総合事務所
SUZUYE & SUZUYE

〒105-0014 東京都港区芝3丁目23番1号 セレスティン芝三井ビルディング11階
電 話 東京03(6722)0800(大代表) URL <http://www.s-sogo.jp/>

所 長 ○弁理士 蔵田 昌俊(電気・通信)
副所長 ※弁理士 野河 信久(電子・通信)
主 監 弁理士 飯野 茂 (物理・計測・分析)
理 事 弁理士 木本 直美(意匠)
常務顧問 弁理士 井関 守三(電子・通信)
△※弁理士 岡田 貴志(電子・ニューヨーク州弁護士)
弁理士 永島 建治(機械)
弁理士 片岡 耕作(機械・制御)
弁理士 室前 俊介(電気・電子)
弁理士 鷹巣 明彦(情報・通信・医療機器)
※弁理士 角田さやか(機械)
弁理士 井上 高広(電子・半導体)

所長代行 ※弁理士 小出 俊實(商標意匠・不正競争)
副所長 弁理士 井上 正 (電子・情報・通信)
理 事 弁理士 森川 元嗣(機械)
常務顧問 ※弁理士 峰 隆司(電気・電子・通信)
顧 問 弁理士 鶴岡 健 (生命工学)
※弁理士 幡 茂良(商標意匠・不正競争)
※弁理士 矢野ひろみ(海外商標)
※弁理士 清水千恵子(海外商標)
※弁理士 石川 真一(機械・バイオ・医療機器)
弁理士 中丸 慶洋(電子・情報処理)
※弁理士 橋本 良樹(商標意匠・不正競争)
弁理士 村岡 美里(商標)

所長代行 弁理士 福原 淑弘(電気・電子・通信)
□弁理士 金子 博人(知的財産法務)
理 事 弁理士 矢頭 尚之(電子・通信)
常務顧問 弁理士 河野 直樹(化学)
※弁理士 金子 早苗(化学)
弁理士 堀内美保子(化学・バイオ)
弁理士 中島 千尋(機械・制御)
※弁理士 宮田 良子(電気・電子)
※弁理士 朝倉 傑 (電子・通信)
※弁理士 明閑 幸江(商標)
弁理士 佐藤明日香(電気・通信)

○米国/パテントエージェンツ (合格) ※付記弁理士(特定侵害訴訟代理) △ニューヨーク州弁護士 □顧問弁護士

【顧問法律事務所】 弁理士法人 内田・鮫島法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング東棟16階 電話 (03)5561-8550(代表) FAX (03)5561-8558 URL <http://www.uslf.jp/>

ていることが問題点として挙げられている³。米国 USTRの担当者は、「中国は、米国企業を含む外国企業に対して、知的財産の中国国内への移転を前提条件とするなど不公平な要求を続けている。」とし、「知的財産保護のための抜本的な改善を行っていない。」と指摘した。これに対し、中国商務部の責任者は、「これは米国による一方的な非難であり、客観性及び公平性に欠け、諸外国の批判を浴びてきたものである。中国はネガティブリスト制度を推進しており、中国の知財保護のレベルは、国際的に通用するルールに合致している。」と反論した。

トランプ大統領の発言は、本人の個性の影響や米国内の選挙民向けのポーズという意味合いもあると思われることから、真意を汲み取りにくい。米国の「2018年版スペシャル301条報告書」に記載されている中国知財関連の内容も、本当に妥当な指摘であるのか否かについては、疑問なしとしない。ただ、中国政府は、米国政府の中国知財に対する批判をかわすため、特許法 (中国語では「専利法」) の第四次改正を、特許権保護の方向で早急に実現しようとしている。2019年3月に相次いで行われた外商投資法の公布、技術輸出入管理条例と中外合弁経営企業法実施条例の改正も、上記のような一連の流れの延長線上に位置付けることができよう。

そこで今回は、外商投資法の公布、技術輸出入管理条例と中外合弁経営企業法実施条例の改正及びこれらの知財実務への影響について解説することとする。

II. 外商投資法の公布と知財実務への影響

1 総説

中国では、1978年の改革開放以来、「中外合弁企業法」、「外資企業法」及び「中外合作経営企業法」 (以下「外資三法」と総称する) が、外商投資法制度の核心的な部分を構成し、外国企業の中国での事業展開に関する基本法として、重要な役割を果たしてきた。しかし、中国の経済発展及び法制度の整備に伴い、「外資三法」の内容は、次第に会社法、契約法等の法律に含まれるようになった。一方、現行の「外資三法」では外商投資の更なる促進と保護、及び外商投資管理制度の更なる整備というニーズへの対応がすでに困難となっている。

そこで、「外資三法」の代わりに、統一した外資規制に関する法律を制定する必要性が大きくなっていった。

以上のような背景の下、2018年12月、「外商投資法」の草案が、国務院により全国人民代表大会 (以下「全人代」という) 常務委員会に提出された (ちなみに、2015年には、全170条からなる「外国投資法 (意見募集稿)」が公表されていたが、条文数が大幅に削減されるとともに、名称が「外商投資法」に変更された)。その後、同草案は、全人代常務委員会第七回・第八回会議で審議され、さらに修正を経て、2019年3月7日から開催された全人代で審議された。そしてついに、2019年3月15日、「外商投資法」が採択・公布された (施行日は、2020年1月1日)⁴。

2 外商投資法の主な内容

全42条からなる外商投資法の主な内容は、以下のとおりである (外商投資法は、外国投資者及び外商投資企業の知的財産権の保護について、いくつかの重要な規定を置いている。外商投資法に関する以下の記述のうち知的財産権に関連する部分には、下線を付した)。

(1) 適用範囲

本法は、中国国内における「外商投資」に適用される。「外商投資」とは、外国の自然人、企業及びその他の組織 (以下「外国投資者」という) が直接又は間接的に中国国内において行う投資活動をいい、具体的には以下の投資活動が含まれる (2条1項)。

- ①外国投資者が単独で、又はその他の投資者と共同で中国国内において外商投資企業を設立すること。
- ②外国投資者が中国国内企業の株式、持分、財産持分又はその他の類似する権益を取得すること。
- ③外国投資者が単独で、又はその他の投資者と共同で中国国内において新規プロジェクトに投資すること。
- ④法律、行政法規又は国務院が規定するその他の方法による投資。

外商投資企業とは、全部又は一部が外国投資